

文部科学大臣 下村 博文 様  
原子力損害賠償紛争審査会  
会長 能見 善久 様

原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」と  
原子力損害賠償紛争解決センターの「和解の仲介」  
に関する緊急要望書

平成26年5月15日

## 福島県原子力損害対策協議会

会長	福島県知事	佐藤 雄平
副会長	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	
		会長 庄 條 徳 一
副会長	福島県商工会連合会	会長 轡 田 倉 治
副会長	福島県市長会	会長 相馬市長 立 谷 秀 清
副会長	福島県町村会	会長 湯川村長 大 塚 節 雄

## 原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」と 原子力損害賠償紛争解決センターの「和解の仲介」 に関する緊急要望

原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）は、可能な限り早期の被害者救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次「指針」として提示するとともに、審査会の下に設置されている原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）による「和解の仲介」が進められているところである。

今般、集団の申立てに対し、賠償額を増額する「和解の仲介」がなされているが、被害の実情を踏まえた「和解仲介案」の尊重による解決はもとより、多くの被害者に共通する損害については、紛争解決センターに申立てを行った被害者のみならず、同様の損害を受けている被害者に対しても、賠償すべき損害と認められる蓋然性が高いものとして、「指針」に基づいて賠償がなされるべきである。

よって、全ての被害者に混乱や不公平を生じさせることなく、確実かつ円滑に賠償がなされ、被害者の一人一人が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、下記のとおり要望する。

### 記

- 1 多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実かつ迅速に賠償がなされるべきものであることから、審査会において、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。
- 2 審査会及び紛争解決センターにおいては、住民や地域、市町村に大きな混乱を生じさせないことを基本に、被害の実態に見合った賠償が公平かつ確実、迅速になされるようにすること。